

表－6 工事種別と建設工事（許可）の種類の対応

地方整備局（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）

下表の右欄の建設工事（許可）の種類のうち1種類以上の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けていなければ、それに対応する左欄の希望工種区分は申請できません。

NO	希望工種区分	建設工事（許可）の種類	NO	希望工種区分	建設工事（許可）の種類		
1	一般土木工事	土木一式工事 (土)	11	法面処理工事	土木一式工事 (土)		
		○とび・土工・コンクリート工事 (と)			○とび・土工・コンクリート工事(と)		
		○石工事 (石)	○防水工事 (防)				
2	アスファルト舗装工事	舗装工事 (舗)	12	塗装工事	塗装工事 (塗)		
		○とび・土工・コンクリート工事 (と)			13	維持修繕工事	土木一式工事 (土)
		○解体工事 (解)					○とび・土工・コンクリート工事(と)
○石工事 (石)	○電気工事 (電)						
3	鋼橋上部工事	鋼構造物工事 (鋼)	14	河川しゅんせつ工事	しゅんせつ工事 (しゅ)		
		○とび・土工・コンクリート工事 (と)			15	グラウト工事	土木一式工事 (土)
		○解体工事 (解)					○とび・土工・コンクリート工事(と)
○石工事 (石)	○鋼構造物工事 (鋼)						
4	造園工事	造園工事 (園)	16	杭打工事	とび・土工・コンクリート工事(と)		
		○とび・土工・コンクリート工事 (と)			○解体工事 (解)		
		○解体工事 (解)			17	さく井工事	さく井工事 (井)
○石工事 (石)	18	プレハブ建築工事	建築一式工事 (建)				
○タイル・れんが・ブロック工事 (タ)			19	機械設備工事	機械器具設置工事 (機)		
○鋼構造物工事 (鋼)	○鋼構造物工事 (鋼)						
5	建築工事	建築一式工事 (建)	20	通信設備工事	電気通信工事 (通)		
		○大工工事 (大)			○鋼構造物工事 (鋼)		
		○左官工事 (左)	21	受変電設備工事	電気工事 (電)		
○とび・土工・コンクリート工事 (と)	22	橋梁補修工事			土木一式工事 (土)		
○石工事 (石)			○とび・土工・コンクリート工事(と)				
6	木造建築工事	建築一式工事 (建)	15	グラウト工事	土木一式工事 (土)		
		○大工工事 (大)			○とび・土工・コンクリート工事(と)		
		○左官工事 (左)			○解体工事 (解)		
○とび・土工・コンクリート工事 (と)	16	杭打工事	とび・土工・コンクリート工事(と)				
○石工事 (石)			○解体工事 (解)				
○タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	17	さく井工事	さく井工事 (井)				
○鋼構造物工事 (鋼)			18	プレハブ建築工事	建築一式工事 (建)		
○防水工事 (防)	19	機械設備工事			機械器具設置工事 (機)		
○内装仕上工事 (内)			○鋼構造物工事 (鋼)				
○建具工事 (具)	20	通信設備工事	電気通信工事 (通)				
○清掃施設工事 (清)			○鋼構造物工事 (鋼)				
○解体工事 (解)	21	受変電設備工事	電気工事 (電)				
7			電気設備工事	電気工事 (電)	22	橋梁補修工事	土木一式工事 (土)
	8	暖冷房衛生設備工事		管工事 (管)			○とび・土工・コンクリート工事(と)
				○熱絶縁工事 (絶)	○石工事 (石)		
○水道施設工事 (水)			○電気工事 (電)				
○消防施設工事 (消)	○タイル・れんが・ブロック工事(タ)						
9	セメント・コンクリート舗装工事	舗装工事 (舗)	16	杭打工事	とび・土工・コンクリート工事(と)		
		10			プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事 (土)	○鋼構造物工事 (鋼)
						○とび・土工・コンクリート工事(と)	○鉄筋工事 (筋)
○解体工事 (解)	○舗装工事 (舗)						
○タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	○塗装工事 (塗)						
○鋼構造物工事 (鋼)	○防水工事 (防)						
○石工事 (石)	○機械器具設置工事 (機)						
○電気工事 (電)	○電気通信工事 (通)						
○タイル・れんが・ブロック工事(タ)	○解体工事 (解)						
○鋼構造物工事 (鋼)							
○鉄筋工事 (筋)							
○舗装工事 (舗)							
○塗装工事 (塗)							
○防水工事 (防)							
○機械器具設置工事 (機)							
○電気通信工事 (通)							
○解体工事 (解)							

※ 建設工事（許可）の種類の欄の○印の意味は、例えば、「一般土木工事」を希望する方が、建設工事（許可）の種類のうち「石工事」の許可をとって申請した場合、「一般土木工事」の資格の認定を受けることができますが、実際の受注の対象となるのは、一般土木工事のうち石工事のみを単体で発注する場合のみです。次頁の大臣官房官庁営繕部でも同様です。